

会 議 記 録

会議名称	平成 25 年度第 3 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 25 年 11 月 5 日 (火) 午後 1 時 31 分 ~ 午後 4 時 12 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 山本、吉川、田淵、七松 区側 行政管理担当課長、総務課長、
配布資料	資料 1 平成 25 年度杉並区個別外部監査報告書 資料 2 平成 25 年度杉並区個別外部監査報告書 (概要版) 資料 3 平成 25 年度外部評価表 (施策・事務事業) 資料 4 ヒアリング対象施策評価表・事務事業評価表
会議次第	1 開 会 2 個別外部監査「児童館」の結果について (報告) 3 行政評価及び財団等経営評価に対する外部評価について 4 所管課事前ヒアリング (1) 施策 2 減災の視点に立った防災対策の推進 (2) 施策 25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進 (3) ヒアリングのまとめ 5 その他

会長 それでは、所定の時間になりましたので、ただいまから平成 25 年度の第 3 回目の外部評価委員会を開きたいと思えます。

本日は、個別外部監査「児童館」の結果のご報告と、区で取り組まれておられます区の行政評価及び財団等経営評価に対する外部評価について、どういうふうにやっていくかということについてが主要な議事案となっております。最初に、委員が急遽ご欠席ということをお承っておりますが、所定の定員に達しておりますので、予定どおり開かせていただくと思えます。

では、資料等の確認を事務局からお願いいたします。

行政管理担当課長 それでは資料の確認をさせていただきます。まず資料 1 ですが、
も、「25 年度杉並区個別外部監査報告書」でございます。ピンク色の冊子でございます。
それから資料 2 がその概要版となっております。それから資料 3 が、「平成 25 年度外部評価表(施策・事務事業)」、A3 判のものでございます。資料 4 が「ヒアリング対象施策評価表・事務事業評価表」で、ちょっとボリュームのあるものとなっております。

以上ですが、何か足りないもの等ございませんでしょうか。

会長 よろしゅうございませうか。それでは、きょうの 1 番目の議題であります個別外部監査「児童館」の結果報告について、総務課長からご説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、資料 1-2 の概要版に沿って報告をさせていただきます。おめくりいただきまして、1 ページでございます。個別外部監査の概要が第 1 の点で、1 から 6 まで書いてございます。外部監査の種類、地方自治法に基づいたもの、そして対象、児童館、監査対象の部署及び対象期間が記載のとおりでございます。期間は原則として平成 24 年度になってございますけれども、利用者数の推移ですとか必要に応じて、24 年度に限らずにいろいろ活用させていただいております。4 番の契約期間は記載のとおり、実施期間も記載のとおりでございます。

6 番の外部監査の視点でございますけれども、ご承知のとおり児童館につきましては、児童福祉法上の児童厚生施設でございます。こちらのほうは昭和 38 年度において、市町村立の児童館に係る国庫補助金制度が創設されたことを受けまして、全国的に波及をさせていただきます。そのことによって杉並区でも昭和 40 年代から 50 年代に主に児童館の建設をしてきたわけですが、現在の地区施設が 41 館、これは平成 3 年度に 41 館になっておりますけれども、おおむね区立小学校単位で配置をされています。そして全区施設とし

て児童青少年センター1 館がございます。こちらの地区施設の児童館につきましては、その児童福祉法上、児童厚生施設の 0 から 18 歳を対象にしたもので、そして全区施設としての児童青少年センター、こちら「ゆう杉」と言っていますけれども、対象を中高生に特化した施設になってございます。

こうした施設でございますけれども、先ほども申し上げたように大概の施設が昭和 40 年代から 50 年代に建設されたということで、老朽化が進んでいます。将来的な施設整備の方向性を早期に検討する時期を迎えてきているわけですが、地方公共団体としましては最小の経費で最大の効果を上げることが必要でございます。こうしたことを踏まえまして、今回の監査に当たりましては、児童館の施設整備や管理運営コストの評価、児童館の提供するサービス水準の評価を行いまして、この 2 つがバランスよく達成されることを見ていくということでの視点を持って監査を実施してございます。

委員の皆様はご承知だと思っておりますけれども、児童館の事業というのは、大きく分けて 4 つあります。まず 1 つ、乳幼児を対象にした事業、乳幼児親子が児童館を利用する施設利用と、そして小学生を対象とした事業としましては、学童クラブというのがあります。これは保育園の延長線上のようなことで、共働きですとか、保護者がその子供の小学生を見られない場合に、1 年生から 4 年生までを対象にした小学生の学童クラブという事業です。そして小学生の一般利用という、学童クラブとは違って、気軽に児童館を訪れるもの。そしてもう 1 つが中高生の利用する事業の、この 4 つが主な事業で、児童館の施設がございます。

続きまして 2 ページの監査手続ですが、(1)から(4)まで、児童館の利用実態、運営面、施設面、コストの 4 つの視点について、3 ページには、(5)関連資料の精査と現地調査、どこを現地調査して、今回の監査に当たったのか、そして報告書の取りまとめにつきまして記載、そして 8 番に監査の従事者、公認会計士の方を初めとしまして、弁護士の方も 1 名加わった体制で監査を行ってございます。利害関係については、記載のとおりでございます。

続きまして 4 ページでございます。監査の結果になりますけれども、先ほど申し上げた 4 つの視点に基づきましてそれぞれの報告がなされています。

まずは利用実態ですが、平成 3 年度と 24 年度の比較表になってございます。全体的には一番右の児童合計を見ていただきますとわかるように、平成 3 年度と 24 年度を

比べますと、利用者数が 22.9%増加をしています。この主な要因ですけれども、一番左端のほうの乳幼児が 27.8%増、それ以上に学童クラブが 50.5%の増加になってございます。こうした形で全体が上がっているわけですけれども、乳幼児が 3 年度と 24 年度を比較してふえていても、学童クラブの数が多いために構成比率は変わらないという結果になってございます。

5 ページをごらんいただきたいと思います。利用実態を踏まえまして意見が書かれてございます。乳幼児につきましては、こちらのほうは平成 13 年度からゆうキッズ事業というのを行っています。これは乳幼児親子のために専用スペースを設けたり、あるいは積極的にいろんな紙芝居等々のイベントをしている、そういったことを受けまして、利用者数がふえてきている。

そして学童クラブですけれども、こちらはご承知のとおり保育需要の増加と同じく、比例しましてやはり共働きの関係、そして今の社会不安の安全面から需要がふえてございます。また、今後は平成 27 年度に予定されています子ども・子育て関連 3 法の本格実施によりまして、今の小学校 4 年生までの対象が、今度は 6 年生までに広がっていきます。そうなりますとさらなる増加が見込まれる状況であるということが、書かれてございます。

中段からは、その利用の関係を含めまして、詳細な分析が書かれています。まず 2 番目、5 ページの真ん中からなのですが、乳幼児親子の関係の記載があります。まず(1)に十分な事業実施時間の確保についてということでございます。ゆうキッズ事業をやっているところのゆうキッズプラス館というのが 9 館、そして、その他、ゆうキッズ以外の児童館 32 館の 2 種類があり、その中で利用者数全体がふえているのですけれども、特に多いのはゆうキッズプラス館の 9 館のほうなのですね。こちらのほうが多いのはなぜなのかというと、ゆうキッズプラスのほうは午後 3 時までやっております。残りの 32 館は午後 1 時までが原則使われる時間、そういったところで乳幼児親子にとりまして、時間が 2 時間の差ですけれども、この 2 時間のところで利用者数の割合というものが大きく異なっているところから、意見としましては、時間の延長が必要ではないか、その可否を検討する必要があるということに記載してございます。

そして 6 ページの(2)、こちらのほうも乳幼児親子利用の関係の設備の整備についてということに記載がございまして、スロープやベビーカーの設置のスペースの有無、また、おむつ台等誰でもトイレが利用できる、そういった施設整備が十分になされていないという

意見が、6 ページの下段のほうに書かれています。

続きまして 7 ページをおめくりください。(3)のゆうキッズ事業、乳幼児親子を対象としたゆうキッズ事業と、類似の事業との連携について記載されています。この意見でございますけれども、区の補助金を交付されている「つどいの広場」、あるいは杉並区社会福祉協議会が実施する「きずなサロン」、こうした事業がゆうキッズ事業と似てございます。しかし所管課が異なることから、双方の連携がとれていなくて、こういったところの役割分担と連携が必要ではないかという意見でございます。

そして(4)の児童館以外での乳幼児向け事業の実施について書かれていますけれども、乳幼児親子のニーズを児童館以外の施設にて受けとめることを検討する必要があるというもので、意見がまとまっています、そして最後のほうにも児童館という施設にとらわれずに、乳幼児親子が集うことのできる場を提供するという目的にかなった事業の実施、手法等を検討する必要があるという意見がございます。

3 番の (1)の小学生向け事業の意義及び必要性の再検討というところでございますけれども、小学生の一般利用が、学童クラブは小学生はふえてきているのですけれども、一般利用は横ばい、これからは減少傾向にありますので、事業の意義と必要性を再検討する必要があるという記述でございます。

(2)の学童クラブの需要に対応する必要性についてでございますけれども、こちらは児童館のほかに小学校の余裕教室、小学校敷地内の別棟施設などの社会資源の活用が有用ではないかという意見でございます。

9 ページをおめくりいただきしたいと思います。申し上げた小学校余裕教室等の活用、教育委員会との連携、この点についての意見が(3)の 、 で記載されてございます。

意見 ですけども、平成 25 年 5 月 1 日時点での区立小学校の余裕教室の活用事例が記載されているのですが、160 教室ある中で学童クラブとしての活用例が 5 教室で 3.1%、全体の 3.1%ということで、とても少ないという意見でございます。今後学童クラブの需要動向を注視しながら、適宜余裕教室や学校敷地内の余裕スペースの実態を把握する必要があるという意見でございます。

意見の につきましては、小学校児童の安全面から、小学校施設内で実施が有効な方法であるということで、今後、教育委員会の放課後子ども教室事業と相互に補完し合って進めていく必要があるのではないかということの意見でございます。

10 ページでございます。詳細分析は中高生を対象としたものでございます。こちらの利用者数は、もう圧倒的に少なく、平日は 2.21 人、そして土日を含めて 5.04 人です。現在、区で中高生の新たな居場所づくりの懇談会というものを行っていますので、この意見を踏まえて、今後のあり方等を十分に検討する必要があるのではないかという意見でございます。

中段の運営体制面の実態把握と分析でございますけれども、こちらは民間事業者等の活用です。平成 19 年に出されました「児童館等のあり方検討会報告書」の中では、学童クラブの委託、児童館の委託につきましては、社会福祉法人や N P O を中心とすべきということになってございました。それを捉えまして、この監査の意見としましては、児童館事業は直営で行う必要性は必ずしもなくて、株式会社を含む民間事業者の参画を排除すべき積極的な根拠は薄いという意見です。今後はやはり事業協力型や共催型の協働についても、より一層の促進を図る必要があるという意見でございます。

11 ページをごらんください。学童クラブの育成室の、施設面での意見でございます。学童クラブの育成室の児童 1 人当たりの面積の確保について、国のガイドラインが 1.65 平米というのが 1 人当たりの確保すべき面積なのですが、これはある一定の条件の中では確保されていますけれども、今後児童館内での学童では需要増に、先ほど申し上げた保育と同じような需要増大になってございます。また、子ども・子育て関連 3 法で対象学年が 4 年生から 6 年生まで上がることを考えますと、この児童館内での学童を受け入れるというのは、やはり厳しいという内容でございます。1.65 平米の国のガイドラインを維持していくのはちょっと困難だという意見でございます。

そして 11 ページの下の改築計画でございますけれども、区から 2010 年に出されています「施設白書」に基づきますと、平成 41 年度から 50 年度までのこの 10 年間の間に、総額 50 億円の改築費用がこの児童館関係ではかかります。12 ページの(2)の意見にございますように、やはり厳しい状況、この総額 50 億円というのは、とても大きな金額ですので、多くの児童館において敷地面積に余裕がないことを考えますと、実際には同一の敷地内での改築では済まず、新規の土地の取得等が必要となることが推測されまして、改築費用のさらなる増大による財政負担とともに、適地を探すという点で相当の困難が伴うことも考えられます。施設の改築計画を見直すに当たりましては、事業を実施する当たり必要となる施設規模や設備を検討した上で、改築費用を試算し、主に財政負担の面から実現可

能性の有無を検討する必要があるという、こちらはとても重要な意見だと思いますが、こちらに記載されてございます。

そして意見の 2 は、乳幼児、学童、中高生向け事業を現在の児童館で担う必要性の適否の再検討ということが書かれてございます。また、この 12 ページの下のほうの管理運営コスト面の実態把握と分析、児童館のコストにつきましては、事業別行政コスト計算書、ABC 分析とともに、個別外部監査委員のほうで施設群や個別施設ごとの行政コストの把握を行ってまいりまして、検討を進めてまいりました。そのことを踏まえまして、13 ページの表に記載のとおり平成 22 年度から 24 年度のこの 3 カ年の行政コストを比較しますと、利用者 1 人あたりは、22 年度は 1,804 円、24 年度は 1,484 円でございます。コストの削減は努めておりますけれども、その主な理由としては意見に書かれているのですけれども、学童の委託による人件費の減少など、こういった工夫によって削減ができていないか、という意見でございます。

ただし、現行の施設規模、また機能を備えて継続した場合は、コストは著しく増大が想定されるというのが意見のところに述べられてございます。

続きまして 13 ページの下の施設別の状況でございますけれども、ごらんいただくとわかるとおり、1 人当たりのコストは、ゆう杉並については 2,419 円、児童館は 1,414 円、単独学童クラブは 2,070 円となっております。

意見としましては、ゆう杉並は利用者 1 人当たりのコストを下げる工夫が必要ではないかと。また、児童館につきましては 1 人当たりのコストは低いものの、41 館総額としますととても大きな数字になり、負担になってきますので、児童館の配置、先ほど申し上げたように小学校区単位に置いているような、その配置そのものについてコスト面からも検討が必要だということでございます。

また単独学童クラブにつきましては、コスト面から委託が最もよい運営方法であるという意見でございます。

3 番の学童クラブのあり方とコスト分析ですけれども、記載のとおり、児童館内と、また単独学童クラブ、児童館外の単独学童クラブとを比較して 1 人当たりのコストが記載のとおり単独のほうが低いということでございます。それに伴って 14 ページの一番下から意見が記載されておりますけれども、こちらのほうは特に単独学童クラブの中で、委託をすることによってコストが下がるということの記述でございます。

4 番の受益者負担のあり方の検討につきましては、今は月額 3,000 円の学童クラブの利用者負担をしていただいているのですけれども、このことにつきましても利用のたびに毎回 500 円上乘せするなり、そういったことを含めた工夫が必要ではないかということでの記述でございます。

16 ページのまとめになりますけれども、こちらのほうは利用実態変化を受けとめまして、十分に対応できているのかどうか、そのことについての記載でございます。乳幼児につきましましては、平成 13 年度からのゆうキッズ事業によって、ニーズに対して受けているのですけれども、子ども・子育て関連 3 法の本格実施に伴いまして、学童クラブの需要を考えると、しっかりと対応していかなければならないという記述です。現行の児童館事業の枠組みにとらわれない事業の見直しということで記載が(1)、(2)、(3)とございます。乳幼児向け事業の課題としましては、現行の児童館の施設規模におきまして、乳幼児向け事業に対するニーズと学童クラブのニーズを同時に満たすことは困難で、やはり児童館という施設にとらわれずに検討していく必要があると。また、先ほども申し上げたとおり、ゆうキッズ事業を児童館で行っている事業以外の杉並区直営、あるいは補助金等々で行っている事業との連携をしっかりと進める必要があるという記述でございます。

そして(2)の小学生向け、学童クラブの課題ですけれども、これは先ほど申し上げた需要数の増加に対して、このままでは児童館という施設ではやはり受け切れない、そういったところから児童館という施設にとらわれずに、小学校の余裕教室や学校敷地内の余裕スペースを活用して、需要量増加への対応を図る必要があるという記述でございます。

(3)の小学生向け事業、また中高生向け事業の課題につきましては、利用者数全体がもう減少傾向ですので、まずは事業の意義や必要性を抜本的に検討する必要があるという記述でございます。

18 ページでございますけれども、こちらは、児童館の施設及びコスト面からの監査の意見、報告でございます。行政コストの縮減については、もちろん縮減していくことが望ましいわけですけれども、ゆう杉並につきましましては、コストがやはり先ほど申し上げたとおり他の事業と異なって多くかかっています。また、とてもこれは全国に誇る施設ということではおるのですけれども、利用者の偏り、要するに、近隣の高校ですとか、中学校の学生さんたちが利用することが多くて、区全域では利用されていないという実態が今回の監査で明らかになりましたので、そのことについての工夫が必要ではないかという

ことでの記述でございます。

また、児童館内学童から、単独学童クラブへの移行や一般の小学生利用がますます減少しているという状況から、先ほどから申し上げたとおり小学校区を単位とした配置の継続がコスト増大によって見直す必要があるのではないかというのが、この行政コストの縮減のところでございます。

老朽化の影響につきましては、ご承知のとおり竣工後 30 年以上経過する館で全体の 7 割を占めておりますので、これは先ほど申し上げたとおり 10 年間で 50 億円ほどの金額が平成 41 年度から 50 年度の間かかりますし、また、ここでの記載のとおり 26 館想定した場合は 50 億円ですけれども、また、その後の改築費用を考えますと 70 億円に膨大するという記述でございます。

そして 19 ページ、今後の児童館事業のあり方としましては、先ほど申し上げた利用面、運営面、施設面、コスト面、4 つの視点からの監査の結果ですけれども、2 つの意見がございます。

乳幼児向け事業、学童クラブに関しましては十分に区民ニーズに沿った事業展開ができていない可能性が高いことを指摘しまして、児童館事業の中から必要な機能を切り出して、児童館施設外での対応や類似事業との連携によって区民ニーズにこたえる方向性を意見として提示をされてございます。小学生の一般向け事業、中高生向け事業につきましては、事業の意義、必要性について改めて見直すことを意見として書き、そして要望として最後に書いてありますが、現在、区では、平成 26 年度から 33 年度までを対象とした区立施設の再編整備計画が検討されているところですが、この報告書の内容についても判断材料の 1 つとして検討することを望むものであるということの意見です。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。報告書について、ご質問等ありましたら簡単に。では。

委員 10 ページに中高生の新たな居場所づくり懇談会とありますが、どういう方がこの懇談会を構成しているのですか。

総務課長 所管でないので、十分承知していないのですけれども、外部の方もお入りいただいて。

委員 中高生はメンバーに入っていますか。それとも、全員大人ですか。

総務課長 子どもも入って。

行政管理担当課長 たしか高校生か中学生が入っていたと聞いたような気がするのですが、不正確で申しわけございません。

総務課長 杉並区の場合、ゆう杉並の建設に当たりましても運営そのものも含めて、中高生を入れた経過がありますので、推測ですけれども多分入っているのだと思います。

委員 中高生が入っていればいいのですけれども、大人の目線で居場所をつくっても子供は来ない。むしろ、子供たちに任せたいほうがうまくいくこともありますので、その点、確認をしてください。

総務課長 所管に確認のうえ、お知らせします。

会長 ありがとうございます。

委員 この児童館事業というのは、歴史をご説明いただいたとおりだと思うのですが、それを採用した場合に義務づけとか枠づけ的な、そういう縛りというのはあるのですか。先ほど 1 人当たりの面積とかいうのがありましたけれども、保育園なんかですと結構義務づけ枠づけがあるのですが、この児童館事業についてはあるのでしょうか。

総務課長 保育園ほどの縛りというのは少ないのですけれども、その児童館内で学童クラブというのはまた別の制度になるのですけれども、学童クラブを行う場合、学童保育となっていますので、この場合は総務省のガイドラインで 1 人当たり 1.65 平米の面積が必要です。あるいは先ほど言ったゆうキッズ事業、乳幼児親子ですとか、そういったものは特に規定はございません。小学生の一般利用についても、特段のものはないのですが、ただ、補助金を受ける際に体育室を兼ね備えるとか、そういったことは建設当時にはございました。

会長 これは主として利用実績等を踏まえて、分析されておられるので、これはこれで非常に立派なものだと思います。なかなか微妙なのは、需要があるからいいとかというわけにもいかんだろうという問題があって、よく読むと、今のところは小学 4 年生までだから、一般利用の中に小学校 5 年生、6 年生も含まれているけれど、実態は推計でよくわからんとか、ところも書いてある。

ただ、問題はあれですね、児童福祉法の問題なりが随分実態が変わっているし、こういうことで放課後かなんかの児童の活動の場を確保するという、今、おっしゃったようにこういう施設でやるのか、ほかでもあるかということと同時に、いろいろな機能を 1 つの施設で担うのはいいようでもあるのだけれど、かえって難しいような気がしますので、

いろいろまたあり方の懇談会等でご検討賜ればと思います。

総務課長、ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。今後の外部評価の進め方でございますが、これは行政管理担当課長のほうからよろしくお願いします。

行政管理担当課長 それでは私から、まず外部評価表の記載方法について、何度も委員の皆様、担当されていると思いますので、若干の相違点のみお話ししたいと思います。A 3 判の資料をごらんください。ここで吹き出しが幾つかございます。この吹き出しに沿って説明をさせていただきます。

まず施策目標のところに「施策評価表から転記」という吹き出しが出ております。これは施策評価表に記載のあるものは、このままここにコピーしてあるということでございます。それからほかのところは、それぞれ今までと同じように自己評価をしている状況でございますけれども、3 段目の今後の施策の方向で、「拡充、サービス増、現状維持、効率化、縮小」とございます。ここにつきましては確認でございますけれども、拡充というのはコストをふやすと、コストに視点を置いております。コストをかけたのだからそれだけ成果も上がらないと困ります。次にサービス増、これは同じコストのままでさまざまな工夫だとか効率化によってサービスが増加する、そういうものについてサービス増という評価をしております。それから現状維持というのは、コストも成果も今までと同レベルで行っている。それから効率化というのは、これはコストを削減しているのですが、何らかの形で効率化や手法の転換、例えば委託をすとかというようなことでコストを縮小していますが、成果は維持している。以上、この 5 つの項目にしております。

今までは、縮小というところに統廃合というものも含まれておりましたけれど、統廃合については、ここでは評価の中には含めてございません。

次の、外部評価の委員の皆様には評価をしていただくところでございますけれども、所管が評価したのに対して今後の施策の方向、どういうふうにごらんになったかということに記載いただくということと、施策内容への評価、こちらにつきましてはここに記載のとおりでございますけれども、評価の視点や課題認識、内容が適切かというのが、この費用対効果等、こういった観点から適切かどうか。それから改善・見直しの方向性や取り組みは妥当であるかということにつきましては、留意すべき点などについて不足している視点は、その辺のご指摘がいただければと考えてございます。

それから評価表の記入方法につきましては、こちらはわかりやすい記載内容かどうか、これは文章構成や表現も含めて、こういった視点や項目があったら、もっとわかりやすくなるかというようなご指摘をいただけたらと思っております。

それから指標につきましては、活動指標、成果指標、これはそれぞれ適切かどうか。前回のヒアリングの際にもご意見を若干いただきましたけれども、そういった視点でご記入いただければと思っております。こちらにつきましては、データを入力したものを、本日中にメールでお送りしたいと思っております。

それから次の施策を構成しない事務事業ですが、これもほとんど同じでございますので、重複するところは省きます。事務事業評価のところでは改善・見直しの方向、一番下の大きな吹き出しがございます。ここも観点は先ほど申し上げたものとほとんど同じで、拡充はコストをふやして成果を上げる、それから現状維持は同じと、それから縮小はコストを減らしてサービスも縮小すると、ここのところはコストも減らしてサービスを縮小するという観点ですね。その他というのは事務事業を廃止したり事業を統合したりというようなことについて、その他というところで表現しております。

それから事業の改善でございますけれども、これは「手段・方法の見直し」というところと、それから「実施主体の見直し」、「対象の見直し」と、この3つの区分にしております。事業主体の見直しというのは、アウトソーシングする等、いろいろございます。それから対象の見直しというのは、実際のサービスの範囲を狭めるとか、広げるとか、そういったことです。それから手段・方法の見直しにつきましては、ここで例えばサービスの提供時間とか種類とか場所を見直したり、類似サービスの整理・統合、事務処理を効率化したりといった、ここに記載しているようなものが視点となっております。

それから委員の皆様にお書きいただく欄につきましては、この所管が指摘したものが、そのとおりであるかというご評価をいただきたいということと、事務内容への評価につきましては、適切か妥当かというところに視点を置いてお書きいただきたいと思っております。

それからあとの評価表の記入部分についても、前回評価していただいた内容と、記載について変わりはないと思います。

ということで、簡単ではございますが、ご説明申し上げます。

それから、「行政評価等での各職場における議論の具体的な方法について」、これは今

年度の第 1 回目の外部評価委員会で委員から、実際にどのような議論が行われているのかというような紹介例があればというお話がございましたので、再度ご説明申し上げます。全体としましては、部課長会が各部で行われておりますが、その中で毎月 1 回、長い時間を取りまして、主要な事業の進行管理を行っています。それで 1 つひとつの事業がどういう状況であるかというのを、保健福祉部では丸一日かけて行っており、どういう状況にあるかを詳細にチェックしております。そういった中で他課の動きや自分の課の事業の位置づけだとか、事業の見直し等、これから拡大していくか、どうするかといったことの検討にも活用されております。

それから行政評価としましては、事務事業評価は各課の係会、または係長会、こういったところで行われております。具体的な作業としては、担当職員が評価表を作成しますが、それだけでは十分ではございませんので、係会でみんなから意見を聞く。その中で修正がかかります。そしてまた課長が主催する係長会がございますが、その中で精査をするという作業をしています。そういった中で、いろいろな指摘を受けます。このような過程を経て、PDCA サイクルを回していくという意識が高められておりますし、直接事業にかかわっていない職員も、その事業を知る機会となっており、他の係もその事業を知るというような機会にもなっております。

施策評価につきましては、作成の担当課を決めておりますので、関係課間での調整がございます。これにつきましては部課長会で調整しませんと、全体でどこかの事業が全部落ちてしまっているとか、そういうことになりかねません。全体でしっかりと評価をしていくということをしております。そういったところで、今まで以上に計画の進捗管理ということに職員の意識が注がれていると、それから事業についても関心を深めて、それぞれ進行管理をしているといったような状況でございますので、このようなところでご報告させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。今、我々のこれからの作業の内容についての確認であったのですが、ご質問等ございますでしょうか。

委員 先ほど今までの調査表の説明をいただいたので、改めて認識はしたのですが、今回、事前に資料を見る中で、黒ポチが入っていないやつがあったというのは、それは単純に……。

行政管理担当課長 それは多分こちらのミスだと思いますので、ご指摘ください。

委員 わかりました。で、これは論理的には2つポツがつくということはありませんし、機械的にこれは2つポツが入らないようになっているのでしたよね、たしか。

行政管理担当課長 はい、そうです。

委員 ただ、考え方によっては、2つ、特に事務事業の改善のほうでは、2つということも。2つ入りましたっけ。

行政管理担当課長 ええ、そこは入るようにしております。

委員 では、あまり数はないと思うのですが、あり得るわけですね。

行政管理担当課長 ここはあり得ると思います。

委員 上のほうはポツは1つしか入らない。

行政管理担当課長 これは1つしかあり得ないです。

委員 ああ、わかりました。

会長 事業の改善ですね、改善のところ。

委員 そうです、改善のところですよ。

会長 それはあり得ると。これも内容を書いていただければ、おのずと最終的な判断ができると思います。

よろしゅうございませうか。この特に概念が混同しないように、わざわざ確認のために吹き出しをつけていただいたという。よろしゅうございませうか。

それでは、とりあえず公開での委員会はこれで終わりということにしたいと思います。

(所管課ヒアリング実施)

会長 ヒアリングは終わったわけなのですが、やっぱり一度確認しておいたほうがいいのは、評価表については、もう、直せないとする、意見を言うことになるのですか。とりわけきょう、口頭の説明は評価の指標に基づいて非常にいいご説明だったと思うのですが、評価表が直せないなら、全般にわたる、評価システム全般の問題として意見を言うほかないのですかね。

委員 それは大変な作業だから来年でもいいけれども、ただ、こういう評価制度ってさっきも言ったように 10 年たっているんな蓄積があったのだけれど、人がかわったりする

と薄らいでしまうものです。マニュアル化されているのはむしろこのフォーマットだけで、中身の意味がみんな薄らいちゃっていて、何年も担当した課長もどこかへ移っちゃったりする。今度はこれは向こう側に、答える立場に来たりしているのだけれど、そういうところの会議では話が通じるのだけれども、制度が持っていたそれなりのやっぱり蓄積というのが、このフォーマットしか残っていないから、みんな消えてしまっているのだよね。だから評価制度の意味がわからなくなっているという感じはしましたね。たまたま私なんか、10 年ぐらい見ているから、ある意味ではそのこのところがつながっているようなところもあって。それはもったいないですよ、評価制度というのはそれだけの重みがあったし、影響力もあったですし、杉並のは非常によくできていると思うのですが。

それは今、直しても労力が大変だから、むしろ担当課長さんがそういうことを来年にうまく生かしてくれて、ちゃんとそういう通知文の中にその辺の趣旨を書いて、過去の蓄積などを伝えていかないといけないのですね。

会長 では、総合的に勘案して、このもう既に出た評価表はそのまま受け取って、評価システム全般にかかわる問題、あるいは個別のそれぞれの施策評価のコメントの中で、今年度の評価が抱える問題について具体的に述べていくということにしましょうか。それを踏まえて、評価の担当課長としても外部評価委員会からこういうことを言われたので、来年度以降はこれに注意してやってくださいということで、非常に行政的な判断ですがけれども、外部評価委員会としてはそういうように。

委員 むしろ計画サイドだって、計画のローリングなんかするときに評価するではないですか。そのときに困りますよ、この状態では。評価できないですもの。

会長 これは結局やった後も、やっていなかったことも、何もコメントしていないものね、すべての……。

委員 評価表自体が問題なのです。

行政管理担当課長 本日、評価表についていろいろご指摘をいただきました。確かにこの成果指標について、コメントがされていないということについて、私どもの確認が抜けておりました。

委員 いや、ここだけではなくて、これ、全部に対して評価になっていないですよ。

委員 いや、本当にここだけではないのよ、全体にそういう、この間もそれに気がついたので。

会長 何をやったと書いているだけで。プラスのことばかり書いている。

委員 僕は 10 年か 20 年前の、計画をやっていたときのスタイルにさかのぼった感じですよ。昔の役所はこうだったから。

会長 正当化の論理だけで。

委員 要するに自分の言っていることだけ言って、評価なんかしないのが 20 年前の行政だったんだから。だからその後 20 年間の評価制度の蓄積はどこへ行っちゃったのということですよ。

会長 文章は多いし、今後こういうことをする必要性があるというのは書いてあるけれど、何がよかった、何を反省すべきなのかということとはあまり書いてない。

委員 確かにそれもないので、さっき A、B、C のどれですかと言ったときも、一瞬考えて。

会長 では、そこら辺は我々としても多分任期がもう間もなく切れますので、思い切ったものを言うときは言うということで、ではそれはそれぞれの委員の方に、きょうご欠席の委員も含めて、連絡するというごこと。はい、ではそういうことでヒアリングのまとめはそういうことにしたいと思います。

あと次回以降の日程等について、事務局のほうから。

行政管理担当課長 それでは資料の 3 の右の下のほうにスケジュールがございますので、ご確認ください。12 月 18 日の水曜日をこのヒアリング対象施策の外部評価表を提出いただく締切にしたいと思います。

18 日に全部集めましたものを、全員の委員の方にお送りいたします。この委員がこういうご回答だけれども、私はこういうことも加えたほうがいいというようなご意見を頂戴できれば。それを全部いただく日が 25 日です。そのいただいた意見をどのように反映するかについては、会長、担当されている委員の方との調整ということにさせていただきたいと思っております。それで年明けぐらいに私どものほうで所管課と調整をいたしまして、1 月 22 日ごろに所管課対処方針を作成いたしまして、もう一度担当された委員にご確認いただきます。2 月の初旬に第 5 回の外部評価委員会を行いまして、そこで最終的な確認ということにさせていただきたいと思っております。以上が、この外部評価についての予定です。

それから 12 月 12 日 3 時から、入札監視について、こちらは経理課長が中心になって

行いますが、そちらもご予定いただきたく思っております。

会長 はい、では、そういうことでいろいろこれから忙しくなりますが、よろしく願いしたいと思います。お疲れさまでした。

行政管理担当課長 ありがとうございました。